

◎ 地方独立行政法人・徳島県鳴門病院「法人理念」の検討

1. 「定款」第1章総則 第1条（目的）

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、近隣の医療機関等と連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に関する教育及び研修その他の業務を行うことにより、徳島県民の医療の確保と医療水準の向上に寄与することを目的とする。

2. 法人理念〔改案〕

（案10）地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、質の高い医療の提供、保健指導の実施及び医療人材の育成を図り、安定した経営基盤のもと、徳島県民の健康な生活の確保に貢献します

3. 病院理念及び基本方針・基本姿勢

○ 理念

私たちは 皆さまに信頼される病院づくりを目指し 安全な医療を親切に提供することに努めます

○ 基本方針・基本姿勢

- ・ 医療の提供にあたっては 全組織力を結集して医療事故ゼロを目標に努めます
- ・ 患者さま一人ひとりの権利を尊重し 最適な医療サービスを的確に提供します
- ・ 安心して医療を受けていただける 安全で快適な環境づくりをします
- ・ 地域医療の発展に向け 基幹病院としての役割を正確に果たします
- ・ 積極的に健診事業に取り組み 地域の健康づくりに寄与します
- ・ 人間性豊かな医療人育成のため いきいきと仕事ができる職場づくりをします
- ・ 組織総合力を高めるべく互いを尊重し合い 患者さま本位に変革する知的集団を目指します

4. その他、参考

● 「医師法」第1条

医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

● 「保健師助産師看護師法」第1条

この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。